

山形市成年後見センターだより

第2号

令和2年2月発行

令和元年度第2号/ 発行責任者 センター長 佐藤 貴司

～山形市成年後見センターのお仕事～

1 山形市市民後見人・市民後見人養成基礎講習について



2 はじめての成年後見セミナー



1 山形市市民後見人、市民後見人養成基礎講習について

山形市成年後見センター（以下、センター）は、山形市や山形家庭裁判所等、多くの機関のご協力の下、平成28年度から市民の皆様を対象にした『山形市市民後見人養成基礎講習』を開講してきました。今年度は12名の受講生を迎え、1月29日に、全9日間の講習が修了しました。

また、市民後見養成講習修了者向けのフォローアップ講習も無事終了いたしました。

山形市社協だよりでも紹介させて頂きましたが、現在、山形市の市民後見人として、6名の方が活動されています。山形市での市民後見人の認知度が少しずつですが、上がっていると感じています。これからも地域の権利擁護の輪が広がるようにセンターでもお手伝いしていきたいと考えております。

今後とも、山形市の市民後見人を応援して頂きますよう、お願いいたします。

2 はじめての成年後見セミナー

今年度、センターで、市民の皆様向けの『成年後見セミナー』を2回開催いたしました。1回目は、7月29日16名、2回目は、12月20日は18名のご参加を頂きました。成年後見は、制度自体が難しいことと、他の法的なもの、例えば、相続や遺言の活用等も視野に入るので、「難しい、とっつきにくい、よくわからない。」との印象を持たれる方が一般的に多いです。今回セミナーは、まず、最初の第一歩として、制度の大枠を皆様にお伝えしました。ご参加頂いた方々から、「難しいけど、大事な話だと思った。」、「相続との関連もききたい。」等の貴重なご意見を頂きました。次年度は、テーマを絞って、もっとわかりやすく、を目標に開催したいと思います。

～成年後見制度に関する国 や裁判所の動き～

1 被成年後見人等の欠格事項 が撤廃されました。

厚生労働省の成年後見制度のページ
も、ご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni
tsuite/bunya/0000202622.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni
tsuite/bunya/0000202622.html)

2 後見等申立書類に本人情報 シートが導入されました。

裁判所の成年後見制度のページも、ご
参照ください。

[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/k
azi_09_02/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/k
azi_09_02/index.html)

社会福祉法人

山形市社会福祉協議会

山形市城西町 2-2-22

電話：023-674-0680

(山形市成年後見センター直通)

1 被後見人等の欠格事項が廃止

令和元年6月7日、第198回国会において、「**成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律**」

(以下、「本法律」)が全会一致で可決・成立し、6月14日公布されました。これまで、成年後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされていました(例えば、成年被後見人や被保佐人は、公務員、医師、弁護士、警備員、NPO法人の役員等になることができない等)。本法律では、200近くの法律において規定されていた欠格事項が見直されました。必要に応じて、資格等に相応しい能力を判断するための個別審査規定を整備することになっています。

2 後見申立に、本人情報シートが導入

今年度から、裁判所の書式である後見申立書類に、「本人情報シート」(成年後見制度用)が導入されています。成年後見制度利用促進基本計画により、本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性が高まり、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための新たな書式です。本人に関わる地域包括支援センター職員や相談支援事業所の相談支援専門員、ケアマネジャー、病院・施設相談員等が記載することが想定されています。センターでは、今年度、本人情報シートの書き方やその背景について、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャー、障がい者自立支援協議会の専門員の勉強会で説明させていただきました。福祉関係の方々、今後共、どうぞセンターをご活用下さい。

★センターが地域へ出向いて後見制度をお伝えします★

上記のような成年後見制度に関する新しい情報、また制度の大枠のお話についても、家族の会、施設の勉強会、高齢者激励会等へお伺いし、ご案内しています。話を聞いてみたい人がいる、そんな集まりやご機会ございましたら、センターにご用命下さい。

あとがき 今年度から発行されましたセンターだよりを読んで頂き、誠にありがとうございました。次年度もよろしくお祈りします。